

第 1 5 期 認 定 研 修 実 施 要 項

N Z K R 7 第 0 0 0 1 号

2 0 2 5 年 9 月 1 7 日

一般社団法人日本財産管理協会

研修及び認定規則第 8 条に基づき、2 0 2 5 年度に実施する認定研修（以下、「本研修」という。）を実施するため必要な事項を次のとおり定める。

記

1. 名 称

本研修は、「第 1 5 期認定研修」と称する。

2. 実施目的

本研修は、財産管理業務を行うにあたり必要とされる十分な知識の修得を通じて、その職務遂行能力の向上と職能倫理の保持をはかることを目的として実施する。

3. 研修の実施及び方法

本研修は当協会が単位制により実施するものとし、1 講あたり 2. 5 単位とする。

備考

本研修で獲得した単位は、当協会の認定会員資格の更新研修の単位として利用することも可能です。

4. 研修の内容

（1）開催方法：会場受講（会場 神奈川県司法書士会館（横浜市中区吉浜町 1））

及びウェビナーによる配信受講のハイブリッド形式

（2）募集定員：会場受講 3 0 名、ウェビナー受講 5 0 0 名（申し込み先着順）

（3）受 講 料：一括受講 2 8, 0 0 0 円、個別受講 一講義 5, 0 0 0 円

備考

いずれもお申し込み後の受講料の返金はいたしません

当協会の認定会員の方は受講料は無料です

（4）日程、テーマ及び講師

2 0 2 5 年 1 0 月 2 5 日（土）

13：00～13：10 開講式・研修ガイダンス

13：10～15：40 第 1 講 規則 31 条業務総論、遺産承継業務（前編）：鈴木敏

起司法書士

16:00～18:30 第2講 遺産承継業務（後編）：鈴木敏起司法書士

2025年10月26日（日）

10:00～12:30 第3講 財産管理業務と非弁行為：木曾雄高司法書士

13:30～16:00 第4講 民事信託の実務：川田光子司法書士

2025年11月1日（土）

13:00～15:30 第5講 遺言執行の実務：藤井伸介弁護士

15:50～18:20 第6講 相続財産清算人、不在者財産管理人の実務：藤井伸介
弁護士

2025年11月2日（日）

10:00～12:30 第7講 財産管理と税務：井村奨公認会計士・税理士

13:30～16:00 第8講 中小企業支援実務：野入美和子司法書士

（5）懇親会

10月25日土曜日の第2講終了後に神奈川県司法書士会館付近の会場にて開催
いたします。参加費5000円

5. 受講対象

- （1）本研修は、司法書士会に登録入会している者を対象として実施する。
- （2）司法書士試験合格者で司法書士会に入会していない者も受講できる。

6. 申込方法及び申込期間

当協会ホームページ <https://www.nichizaikyo.jp/category/news/> の第15期認定研修の申込フォームから下記期間内にお申込みください。

<u>受 付 開 始 日</u>	<u>2025年 9月17日（水）</u>
<u>受 付 締 切 日</u>	<u>2025年10月17日（金）</u>

受付締切日前であっても、定員に達し次第申込を締め切らせていただきます。

7. 受講の確定

申込を受理したときは、すみやかに受講の可否を確定し、その旨及び受講料の納付方法等必要な事項を受講確定者に通知することとする。

8. 受講方法

各講義日の前日に登録されたメールアドレスに参加用 URL を当協会が研修配信

業務を委託している日本印刷株式会社よりお送りします。研修実施当日、そちらからご参加ください。

講義レジュメ及び資料ダウンロード URL もあわせてご案内いたします。

参加 URL は講義ごとに異なりますのでご注意ください。

なお、ウェビナー配信に関する問い合わせについても日本印刷株式会社が窓口となりますので、後日問い合わせ先もご案内いたします。

各受講者において、事前にパソコン、タブレット等で ZOOM をダウンロードしておいていただくことをお勧めします。そのうえで ZOOM のウェビナーへのログイン方法を各自事前にご確認ください。

視聴通信の接続確認（１５分以上の遅刻、早退、中断は認められません）および受講後アンケートの回答が単位付与の条件となります。

９．修了認定及び登録

（１）当協会は、本研修に参加した者に対して、次の基準により修了認定を付与するものとする。

① ２０単位を取得した者

② １５単位以上を取得し、未受講講義について、レジュメ等を精読しレポートを提出した者

なお、取得単位数が１５単位に満たない者については、３年以内に実施する認定研修において、未受講講義に相当する講義を受講し併せて前記基準を満たした場合、修了認定を付与するものとする。

（２）修了認定を受けた当協会の会員で、理事会で定める一定の要件を具備した者は、修了認定の付与を受けた日から２年以内に別に定める様式をもって申請することにより、当協会が設置する資格登録簿に登載を受けることができる。

（３）登録の有効期限は、登録をした日から５年を経過する日とする。

１０．研修単位の付与

当協会は、日司連会員研修実施要領に基づき、本研修の全日程終了後、受講者が所属する司法書士会に対して、単位付与の対象となる研修としての認定及び単位付与の申請をするものとする。